

法第4条申請：申請書 甲号2部 + 乙号1部 + 添付書類
 法第5条申請：申請書 甲号3部 + 乙号1部 + 添付書類

- 1 申請書の受付期間は、毎月1日から10日（休日等の場合は翌開庁日）までです。
- 2 転用する申請地が一筆の土地の一部である場合は、原則、あらかじめ分筆登記をして申請してください。
- 3 添付書類は1部提出してください。
- 4 「許可申請書」、6「被害防除措置計画書」、7「代替性の検討について」は、ホームページから別途ダウンロードできます。
 ※東広島市ホームページで [農地 転用](#) と入力し [検索](#) をクリック ⇒ 「農地を転用する場合（農地法第4条、第5条関係）」をご覧の上、申請の種類に応じて様式をダウンロードしてください。

添付書類

No	添 付 書 類	説 明
1	土地の登記事項証明書 (原 本)	全部事項証明書に限る（申請地に係るもの）。 ※照会番号付きの登記情報による代替可 (発行日から100日以内、未使用の番号に限る。)
2	位 置 図	申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など） ※ 縮尺は1/10,000～1/50,000程度のもの
3	現 況 地 番 図	法務局備付けの公図の写しなどに申請地付近の地番、地目及び道路・水路を明示したもの
4	配 置 図	申請地に設置しようとする建築物、工作物、駐車区画、その他の配置及び面積、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置（擁壁など）をする場所並びに用水・排水の経路を表示したもの。 ・建築物の場合は、概要がわかる平面図（建築面積を記載）、立面図も添付する。 ・資材置場の場合は、その配置及び数量や寸法を表示する。 ・特定建築条件付売買予定地の場合は、申請に係る土地全てに関する標準的な建物の配置及び面積を表示したもの。
5	資 金 証 明 書 (原 本)	・自己資金については、譲受人等の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（原本を提示して確認を受けた場合は、預貯金通帳の写しでも可） ・借入資金については融資証明書。金融機関以外から借り入れる場合は、貸付者の融資証明書及び貸付者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（原本を提示して確認を受けた場合は、預貯金通帳の写しでも可）ただし、追認許可申請（許可の対象となる転用行為が完了しているものに限る）の場合は、不要。
6	被害防除措置計画書	様式第2-3-1号を提出する。
7	代替性の検討について	農地法施行規則第33条（地域の農業の振興に資する施設）各号、農地法第4条第6項第2号又は農地法第5条第2項第2号（第2種農地）による不許可の例外の場合に、様式第2-3-2号を提出する。
8	定款若しくは寄付行為の 写し又は法人の登記事項証明書	申請者（譲受人）が法人の場合（登記事項証明書は全部事項証明書の原本に限る。） ※照会番号付きの登記情報による代替可 (発行日から100日以内、未使用の番号に限る。)
9	関連法令の手続を 証 する 書 面	当該事業に関連して許認可を必要とする場合は、許可書等の写し又は申請書の写し

10	土地改良区の意見書 (原 本)	申請地が土地改良区の地区内にある場合。ただし、意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られない場合は、その事由を記載した書面
11	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合（小作農等が賃借権に基づき、法第4条の申請をする場合など）様式第2-3-4号を提出する。
12	賃借人等の同意書	申請地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合
13	取水・排水同意書	当該事業に関連する取水又は排水につき、水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合
14	真正な権利者であることを証する書面	(1) 申請者（譲渡人）が登記簿の名義人と異なる場合 戸籍謄本、除籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書など（登記官が認証した法定相続一覧図の写しでも可） (2) 申請者（譲渡人）の住所等が登記簿の記載と異なる場合 戸籍の附票の写し、住民票の写し（変遷のわかるもの）など
15	単独申請できる場合に該当することを証する書面	(1) 競売・公売の場合 期間入札調書又は特別売却調書 (2) 遺贈の場合 公正証書 (3) 確定判決の場合 判決書及び判決確定証明書 (4) 裁判上の和解又は請求の認諾による場合 和解調書 (5) 民事調停法による調停が成立した場合 調停調書 (6) 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合 家事審判書（又は調停調書）
16	親権者であることを証する書面	未成年者の申請の場合 戸籍謄本など
17	委任状	行政書士法等に基づいて代理人の名義で申請する場合（押印のあるもの）
18	実測図	一筆の土地のうち一部を転用する場合 申請区域を表示し、地積計算をしたもの。申請書甲号の必要部数を添付する。
19	本人確認書類	官公署発行の写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）又はそれ以外の証明書（健康保険証、年金手帳等 複数必要）
20	その他参考となるべき書面	農業委員会が必要と認める場合など
21	返信用封筒等	許可書の郵送を希望する場合 レターパックまたは送付に必要な切手を貼った封筒に、送付先を記入したものを提出

注 隣接農地所有者の同意書は、原則不要。添付が必要な場合は、近傍農地に著しい影響を及ぼすと認められる等特に審査が必要な場合に限る。